

帯広市立八千代中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

（「北海道いじめの防止等に関する条例」より引用）

上記の考えのもと、本校では全ての職員が

- ◆いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。
- ◆いじめは人権侵害であるという基本認識に立ち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「八千代中学校いじめ防止基本方針」（改訂）を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③生徒・教職員の人権感覚を高め生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけではなく、保護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
の5点を常に意識し取り組みを進めていく。

さらに、平成30年2月改訂された北海道いじめ防止基本方針をふまえ、以下について内容的に付加しながら、未然防止、早期発見・対応・解決に臨んでいく。

北海道いじめ防止基本方針の主な改訂内容（平成30年2月）をふまえて

(1) いじめの定義の明確化

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとした。

(2) いじめの「解消」の判断基準の設置

いじめの「解消」の基準を明記し、いじめが「解消している」状態を、いじめに係る行為が止んでいること（行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月を目安）継続していること）と被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこととした。

(3) 特に配慮の必要な生徒への支援

発達障がいを含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人生徒等、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等に対し適切な支援を進めることとした。

(4) いじめの防止に向けた児童生徒の自主的な活動の推進

学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう児童生徒の自主的な活動を推進することとした。

(5) 学校いじめ防止基本方針を定める意義やその内容を明確にする

学校いじめ防止基本方針が実効性のあるものとなるように、基本方針を策定する意義や中核的な内容を明記するとともに、いじめ防止等の取り組みに係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価することとした。

(6) 児童生徒等の意見を取り入れた分かりやすい学校いじめ防止基本方針とする

学校いじめ防止基本方針の策定・見直しの際には、アンケートや協議の場を設けるなどして、児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい学校いじめ防止基本方針となるように努めることとした。

(7) 組織的な対応を徹底するための体制づくりについて記載

教職員がいじめの問題を抱え込まず組織的に対応できるよう、「学校いじめ対策組織」の体制整備に関わる内容を示したり、組織を設置する意義やその役割を明記したりするなど、「学校いじめ対策組織」の内容に関わる記載を追加した。

2 いじめの未然防止のための取組

学校におけるいじめを防止するため、家庭・地域、警察や司法・福祉等の関係機関と連携し、いじめの防止等に資する教育活動を推進する。また、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことが出来るような取り組み等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進する。

生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが授業内容を工夫し、分かりやすい授業の構築に努力することで基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間において命の大切さを指導し、また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持つように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることになることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①「反いじめ4ルール」の取組

(ア) 私たちは他の人をいじめません

(イ) 私たちはいじめられている人を助けます

(ウ) 私たちは一人ぼっちの人（仲間はずれにされている人）を仲間に入れます

(エ) もし誰かがいじめられているのを見たら学校や家の大人にそのことを話します

②あいさつ運動（基本毎日実施）

人と人との結びつきの基本である挨拶を中心に据え、関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高めるためのいじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。

③「いじめ」にかかわる直接指導

(ア) 「いじめ」にかかわる報道や、いじめ場面等を教材とする指導

(イ) 「いじめ防止」にかかわるアピール・標語・ポスター等の表現の工夫

(2) 生徒一人ひとりの自己有用感・自己効用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育を推進する。

- (ア) 学級活動等の異学年交流の充実（全校道徳等）
- (イ) 生徒の自主的な活動を支える生徒会活動の充実
- (ウ) 生徒が主体的に取り組める学習活動や、自学・自習プリントの工夫

②人との関わり方を身に付けるための活動

朝・帰りの会で、自他では思いや考えが違うことに気付かせ、そのような中に認められる自分が存在していることを感じることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③生徒相互および生徒と教師のアサーティブな関係づくり

子どもたちが安心して仲間との関係を築いたり、相談できる環境を作るため、アサーティブな関係を大切にするための指導や日常的な関わりを行う。

④安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しを持って学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

⑤人とつながる喜びを味わう体験活動（自然体験・福祉ボランティア）

仲間と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

⑥スポーツを通して人間形成活動

部活動や様々な運動体験活動により、全力で競い合い、敗者を含め共に人間性を高め合う活動を推進する。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

積極的な認知・組織的な対応・適切な対応 ←（北海道いじめ防止ポイント P9）

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ②様子が普段と違うと感じた生徒がいる場合には、学年団や生活指導会議等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「臨時教育相談」や「定期教育相談週間」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④生徒に「生活・学習に関する教育相談アンケート」を行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤「いじめアンケート」により、実践的な態度を養う道徳教育の推進を押し進める。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- ③傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめていることと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための組織（学校いじめ対策組織）

(1) 学校内の組織

①「生活指導特別委員会」（いじめ防止対策委員会）

月1回全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動について話し合う。

必要に応じて開催し、いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導部、養護教諭、当該学級担任による「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、必要に応じて保護者（加害者・被害者）との連絡を密に調査方針を伝えるとともに共通理解を図る。

②「校内特別支援委員会」

定期的かつ必要に応じて開催し、学習面・生活面において困り間のある生徒について、現状や指導についての情報交換、支援・指導の手立てについて話し合う。

(2) 教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織

いじめの事実を確認した場合の教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。地域全体で、「いじめは絶対許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

◆定期的な取り組み

- ・朝の打合せ時の学級・生徒交流（毎日）
- ・定例職員会議での生徒に関する情報交換（毎月）
- ・校内特別支援委員会での生徒に関する情報交換（毎月）
- ・生徒による「一日の振り返り」の時間・場の確保（毎日の帰りの会）
- ・学校生活向上のための話し合い（毎月の生徒指導委員会）
- ・生徒会活動「あいさつ運動」の取り組み（毎月）

令和3年6月4日改訂

